

— 地方税徴収支援グループ — 県税職員に併任辞令を交付しました



野坂 潔氏



大田隆司氏

県税務課では、平成22年度から「地方税徴収支援グループ」を設置し、県下の市町に対して県職員を多数派遣し町税務課職員とともに、税の納付指導や滞納の解消に努め、徴収の強化を図っています。なお、本町から併任徴収職員として辞令交付された県職員12名の代表者として、野坂潔氏と大田隆司氏が辞令交付式に出席しました。併任期間は平成28年4月から平成29年3月末までの1年間です。

■問い合わせ 税務課 徴収対策班 ☎0820(74)1031

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方へ

～所得の申告は済みましたか？～

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方は、所得の有無に関わらず世帯全員の所得の申告が必要です。申告をしていないと、

- ▼保険税(料)の軽減が受けられない。
 - ▼高額療養費などの算定時に、自己負担限度額が高くなってしまう。
 - ▼入院時の食事代が減額されない。
- などの不都合が生じる場合があります。

住民税の申告は、税務課・各総合支所・出張所で早めに済まされますよう、お知らせします。

なお、収入が公的年金(国民年金等)または給与のみの方は、申告しなくてもよい場合もありますので、ご不明な点等ありましたら、役場税務課までお問い合わせください。

※持参するもの

- ①印鑑
- ②平成27年中の所得・控除額がわかるもの(源泉徴収票・生命保険の払込証明書等)

■問い合わせ 税務課 課税第1班
☎0820(74)1008

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等により離職を余儀なくされた方は、失業(離職)から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。(軽減には申請が必要です)

■対象者について

次の①～③全てにあてはまる方が対象となります。

- ①雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成23年3月31日以後であること
- ②離職日において、65歳未満であること
- ③雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

■適用される期間について

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。

※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。

■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。(給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します。)

■申請に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証の写し ○印鑑
- 本人確認書類
- ・1枚の提示でよいもの(顔写真付き)…運転免許証等
- ・2枚以上の提示が必要なもの…被保険者証等

■申請場所

税務課および各総合支所・出張所

■問い合わせ 税務課 課税第1班
☎0820(74)1008